

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間に同社に勤めていたことを示す「前歴証明書」及び給与支給明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社による「前歴証明書」から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和54年10月分給与支給明細書の厚生年金保険欄には、「9月分 11,189円」と記載されているところ、A社の監査役は、「昭和54年10月の給与から控除した同年9月の健康保険料と厚生年金保険料の合計額を記載したものである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月1日まで

A事業所にB職種として勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の辞令及びA事業所の回答から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、「B職種などの非常勤嘱託員を社会保険に加入させたのは平成7年4月1日からであり、申立人についても申立期間においては社会保険に加入させていなかった。そのため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時のB職種として名字を記憶している二人はいずれも、オンライン記録から、申立人と同日の平成7年4月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成5年4月1日にC事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、全国健康保険協会D支部は、「申立人のC事業所における健康保険任意継続被保険者資格取得日は平成5年4月1日であり、資格喪失日は7年4月1日である。」と回答しており、当該期間は申立期間と一致している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。